

【新型コロナウイルス感染症により影響を受けた中小企業者への保証制度概要】

番号	1			2			3			4			
制度	県制度 伴走支援型借換資金融資保証 略称 県伴走特別			協会制度 伴走支援型特別保証 略称 伴走特別			協会制度 事業再生計画実施関連保証(感染症対応型) 略称 改善サポ感染			県制度 経済変動対策資金融資保証 略称 県経済変動			
認定書の要否	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けしてください ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定を市町村から受けしてください ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業など	要しない	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けしてください ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定を市町村から受けしてください ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業など	要しない	要しない	要しない	要しない	中小企業信用保険法第2条第5項第4号(※1)の認定を市町村から受けしてください ※1 4号認定の要件 新型コロナウイルス感染症の拡大により、最近1か月間の売上高が前年同月に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月間を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる中小企業など	中小企業信用保険法第2条第5項第5号(※2)の認定を市町村から受けしてください ※2 5号認定の要件 指定業種に属する事業を行っており、最近3か月間の売上高が前年同期比5%以上減少している中小企業など	要しない	認定書は不要ですが、経済変動対策資金要件(力)報告書(県の様式)の写しが必要です
対象要件(全て該当)	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有していること ②経営行動に係る計画を策定していること ③中小企業信用保険法第2条第5項第5号の認定を受けていること	③次のいずれかに該当すること 1. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること 2. ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること イ 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 最近1か月間の売上高營業利益率が前年同月の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高營業利益率が直近決算の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算の売上高營業利益率が直近決算前期の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること シ 最近1か月間の売上高營業利益率が前年同月の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高營業利益率が直近決算の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算の売上高營業利益率が直近決算前期の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること	③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること ③次のいずれかに該当すること 1. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること 2. ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること イ 売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 最近1か月間の売上高營業利益率が前年同月の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高營業利益率が直近決算の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算の売上高營業利益率が直近決算前期の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること	③次のいずれかに該当すること 1. 最近1か月間の売上高が前年同月の売上高と比較して5%以上減少していること 2. ア 最近1か月間の売上高総利益率が前年同月の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること イ 売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること ウ 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること エ 最近1か月間の売上高營業利益率が前年同月の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること オ 最近1か月間の売上高營業利益率が直近決算の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること カ 直近決算の売上高營業利益率が直近決算前期の売上高營業利益率と比較して5%以上減少していること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②1年以上継続して事業を営んでいること ③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること	①岐阜県内に工場又は事業所を有する中小企業者であること ②新型コロナウイルス感染症の拡大により最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること ③新型コロナウイルス感染症の拡大により最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること	③中小企業信用保険法第2条第5項第4号の認定を受けていること ③新型コロナウイルス感染症の拡大により最近1か月の売上高又は売上総利益が3%以上減少し、かつその後2か月を含めた3か月の平均も3%以上減少することが見込まれること					
保証限度	1億円			1億円			2億8, 000万円			1億円			
資金用途	運転・設備資金 (経営の安定に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金 (経営の安定に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金 (事業再生計画の実施に必要な資金)	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	運転・設備資金	
保証期間	10年以内(据置5年以内)			10年以内(据置5年以内)			15年以内(据置5年以内)			10年以内(据置2年以内)			
貸付方式	証券貸付・手形貸付			証券貸付・手形貸付			証券貸付・手形貸付			証券貸付・手形貸付			
保証料率	0.65% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.85%)	責任共有対象の場合 0.25%～1.70% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～1.90%) 責任共有対象外の場合 0.30%～2.00% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.50%～2.20%)	0.85% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.05%)	責任共有対象の場合 0.45%～1.90% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.65%～2.10%) 責任共有対象外の場合 0.50%～2.20% (経営者保証免除対応を適用する場合は0.70%～2.40%)	1.00% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.20%)	0.80% (経営者保証免除対応を適用する場合は1.00%)	0.60%	0.50%	0.25%～0.90%	0.60%	0.50%	0.25%～0.90%	
責任共有	責任共有対象外	責任共有対象 ただし、責任共有制度の対象外となる既往借入金をその同額以下で借り換える場合については責任共有対象外	責任共有対象外	責任共有対象 ただし、責任共有制度の対象外となる既往借入金をその同額以下で借り換える場合については責任共有対象外	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象外	責任共有対象	責任共有対象	責任共有対象	
回収条件	可 ただし、借り換える旧債務の保証制度について制限がある	可	可	可	可	可	可	可	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	可 ただし、ニューマネーが半分以上であること等、制限がある	
貸付利率	年1.4%			金融機関所定利率			金融機関所定利率			年1.4%			
連帯保証人	必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。			必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。			必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。			必要となる場合がある。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は不要。 また、免除対応を適用する場合は法人代表者の連帯保証を徴求しない。			
担保	必要に応じ			必要に応じ			必要に応じ			必要に応じ			
備考	申込期間 令和5年1月10日～令和6年3月31日 (令和6年3月31までに融資実行の必要あり)			申込期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日			申込期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日			申込期間 令和3年4月1日～令和6年3月31日			
	全期間において、責任共有対象の場合は国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～0.95%）が適用されます。また、責任共有対象外の場合は国の保証料補助0.30%～1.05%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.50%～1.25%）が適用されます。ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。			全期間において、責任共有対象の場合は国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～0.95%）が適用されます。また、責任共有対象外の場合は国の保証料補助0.30%～1.05%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.50%～1.25%）が適用されます。ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。			全期間において、責任共有対象の場合は国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～0.95%）が適用されます。また、責任共有対象外の場合は国の保証料補助0.30%～1.05%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.50%～1.25%）が適用されます。ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。			全期間において、責任共有対象の場合は国の保証料補助0.25%～0.75%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.45%～0.95%）が適用されます。また、責任共有対象外の場合は国の保証料補助0.30%～1.05%（経営者保証免除対応を適用する場合は0.50%～1.25%）が適用されます。ただし、条件変更により発生した追加保証料は補助対象外となります。			